

浜松市ファミリー・サポート・センター

Family Support Center



相互援助活動の手引き

Family Support Center



相互援助活動の手引き
もくじ

ファミリー・サポート・センターとは……………1

会員になるためには……………1

援助の内容……………1

ファミリー・サポート・センターのしくみ……………2

ファミリー・サポート・センター援助活動Q&A ……4

利用料金の基準……………6

ファミリー・サポート・センター補償保険……………7

ファミリー・サポート・センター補償保険Q&A ……8

活動にあたって……………10

参考資料① 子どもの発達と事故例……………11

安全チェックリスト

 まかせて会員……………12

 おねがい会員……………14

参考資料② チャイルドシート……………15

病気やケガへの対応……………16

いざ！という時のために……………17

参考資料③ 病気やケガが重篤な場合……………17

参考資料④ 大地震や大規模災害の場合……………18

浜松市ファミリー・サポート・センター会則……………19

ファミリー・サポート・センターとは

浜松市ファミリー・サポート・センターは、子育てを援助してほしい人と、子育てを援助したい人が、子育ての相互援助活動を行う会員組織です。子育てしやすい環境を整え、地域社会全体で子育てを援助していくことによって「安心して子育てができるまち浜松」を目指して活動しています。（通称：ファミサポ）

会員になるためには

浜松市ファミリー・サポート・センターへの入会、登録が必要です。



まかせて会員

浜松市内に居住し、心身ともに健康で子育ての援助活動に理解と熱意がある満20歳以上の人。センターの実施する講習会を受講していただきます。



おねがい会員

浜松市内に居住し、生後57日から小学校6年生までの子どもがいる人。



どっちも会員

まかせて会員・おねがい会員の両方を兼ねることが可能です。

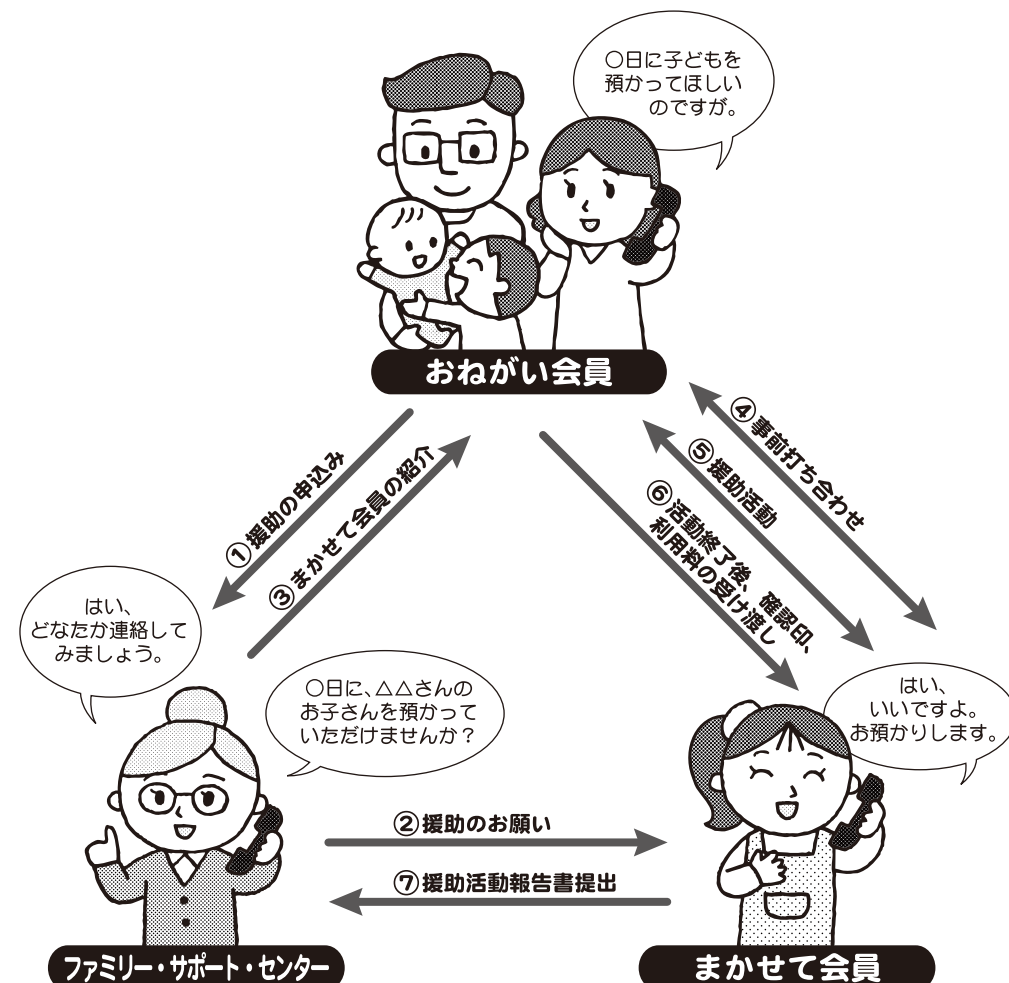
援助の内容

ファミリー・サポート・センターで行われる援助は、軽易かつ短期的で補助的なものになります。急なサポート依頼に関しては対応しかねる場合があります。

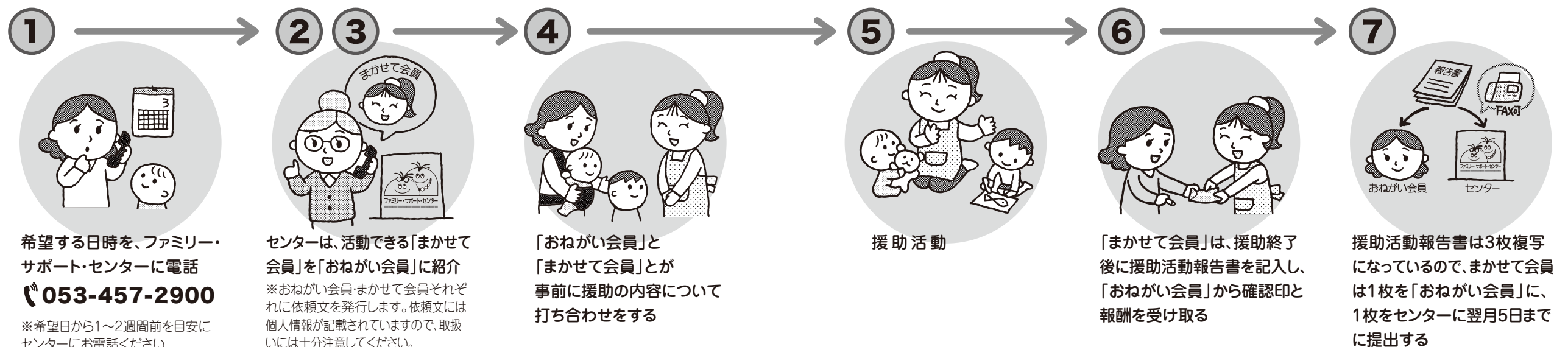
- 保育園・幼稚園の開始前・終了後に子どもを預かります。
- 小学校の放課後、放課後児童会（学童保育）終了後に子どもを預かります。
- 保育園・幼稚園・放課後児童会（学童保育）の送り迎えをします。
- 冠婚葬祭や買物、学校行事の時などに子どもを預かります。
- その他、会員の育児に関して必要な援助を行います。

子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の自宅で行い、子どもの宿泊は行いません。また、おねがい会員宅での家事援助も行いません。熱が37.5℃以上でサポートは打ち切りとなります。風邪やウィルス性の病気、下痢や咳がひどい場合など、病児・病後児のサポートは受けられません。

ファミリー・サポート・センターのしくみ



《活動の流れ》



《会員の心得》

全 会 員

ファミリー・サポート・センターの趣旨を理解の上、決まりを守りましょう。

【個人情報の取り扱い】

・活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、第三者に絶対に漏らさないでください。退会後も必ずお守りください。

【事前打ち合わせ】

・援助活動は、会員同士の話し合いにより決定し、相互の責任と信頼関係のもとに行うものです。事故やトラブルのないよう、事前打ち合わせはお互い十分に行ってください。

・事前打ち合わせは、定められた用紙に沿って行ってください。

・事前打ち合わせの際は、安全な送迎ルートをお互いに確認してください。

【会員証】

・活動中は必ず会員証を携帯してください。

・紛失や変更が生じた場合は速やかにセンターへ連絡してください。

【援助活動】

・センターへの連絡なしに会員同士で援助活動を行わないでください。おねがい会員から活動依頼の連絡がない時は、事故などが起こった場合、保険の対象になりませんので、ご注意ください。

おねがい会員	まかせて会員
1. 安全チェックリストを活用し、援助活動を円滑に進めましょう。 2. 依頼した援助内容以外の援助を要求しないでください。 3. 約束した時間は必ず守りましょう(開始、終了時間)。万が一、遅れる場合は、必ずまかせて会員に連絡しましょう。 4. 同じまかせて会員に2回目以降、直接依頼をし、引き受けてもらった場合は、おねがい会員がセンターへ連絡してください。連絡がないものについては、事故などが起こった場合、保険の対象になりません。	1. 安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。 2. 依頼された援助内容以外のことは行わないでください。 3. 活動中に事故が発生したときは、対応が済み次第、速やかにセンターへ連絡してください。 4. センターへの援助活動報告書の提出のないものについては、保険は適用されません。

※どっちも会員は、預ける場合と預かる場合がありますので、それぞれの心得を守りましょう。

ファミリー・サポート・センター援助活動 Q & A

① おねがい会員からのよくある質問



Q1 依頼の予定はありませんが、近所のまかせて会員を紹介してもらえますか？

A 日時、援助内容が決まっていない状態でまかせて会員を紹介することはできません。まかせて会員 はできる時にできることをしてくださる有償ボランティアです。いつでも、どんな援助内容でも引き受けられるわけではありません。日時、援助内容が決まり次第、早めにセンターに援助の申込みをしてください。

Q2 子どもを知らない人に預けるのが少し不安です。まかせて会員はどんな方ですか？

A 年齢、性別、子育て経験の有無など様々ですが、「子育てを援助したい」という方々で、全員がファミサポ講習会を受講後、まかせて会員として活動しています。また、会員同士で事前に打ち合わせを行い、お子さんのことを十分理解してから活動に入るので安心です。

Q3 事前打ち合わせは料金が掛かりますか？

A 子どもの預かりはしていないので、料金は発生しません。スムーズに打ち合わせができるよう、あらかじめ事前打ち合わせ票は記入しておきましょう。

Q4 送迎の際、誰もいない家に送り届けてほしい、または、小・中学生の兄弟がいるので、その子に引き渡してもらうことはできますか？

A 預かった子どもの安全を考えれば、おねがい会員の自宅であっても誰もいない家に置いていくことや兄弟に託していくことは好ましくありません。「大人から大人へ」子どもを安全に引き渡すことができるよう、援助内容や方法を工夫してみましょう。

Q5 同じまかせて会員に次回も預かってほしい。おねがい会員が直接まかせて会員に依頼をしてもいいですか？

A はい。直接依頼をして、引き受けてもらった場合は、おねがい会員がセンターに日時、預ける子どもの名前、援助内容等を連絡してください。しかし、まかせて会員の都合が悪い場合も考えられます。その場合は、必要に応じてセンターに援助の申込みをしてください。

② まかせて会員からのよくある質問

Q6 まかせて会員が子どもを預かっている時に、預かっている子どもを連れて買物に行ってもいいですか？

A ファミリー・サポート・センターの活動中にまかせて会員が自分の用事を行うことは好ましいことではありません。安心・安全な援助活動を行うためにも、依頼を受けた時間は子どもの預かりに集中してください。

Q7 体調不良で今日引き受けているサポートができそうにありません。この場合、どうしたらいいですか？

A 速やかにおねがい会員に連絡を入れてください。おねがい会員の判断によりますが、知り合いのまかせて会員を紹介できる場合は紹介しても結構です。その場合はセンターに必ず連絡をしてください。急遽、預かってもらえなくなったおねがい会員は大変困ります。家族や自分自身の体調管理をしっかり行いましょう。

Q8 会員登録して以来、援助活動を行ったことがありません。依頼がこないのは何故でしょう？

A おねがい会員の依頼内容と合わず、活動依頼がない方もいらっしゃると思います。しかし、突然依頼がくることもありますので、その時のために講習会等には参加しましょう。また、ファミサポの活動は仕事ではありませんので、定期的な活動や収入を約束するものではありません。

Q9 我が家には小さい子が遊ぶようなおもちゃがありません。どうしたらいいですか？

A 購入する必要はありません。おねがい会員に子どもが安心するおもちゃを持参してもらうなど、事前打ち合わせでよく相談してください。また、講習会や交流会では手作りおもちゃや手遊び、わらべ歌などを紹介していますので、講習会や交流会に積極的にご参加ください。

③ その他のよくある質問

Q10 個人情報の取扱いについて教えてください。

A センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取扱っています。また、取得した個人情報は業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲で利用します。会員は、援助活動中に知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはいけません(会則第7条)。うっかり知り合いに話してしまった、依頼文や事前打ち合わせ票をどこに置いたか忘れてしまった…ということのないように十分注意しましょう。しかし、活動の中で児童虐待の事実を知ったような場合は、関連機関へ通告する必要があります。

《個人情報とは?》

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日などにより、特定の個人を識別することができるものをいいます。健康状態や財産の状況など、それだけでは誰の情報かわからないものでも、個人の氏名などと一体となっていれば個人情報にあたります。(参照:消費者庁ホームページ)

利用料金の基準

1) 援助活動の報酬

区 分		1時間あたりの利用料金
基本分	月曜日から金曜日までの 《午前7時～午後7時まで》	700円
	月曜日から金曜日までの 《午前7時以前・午後7時以降》	800円
加算分	土曜日・日曜日・祝日 12月29日～翌年1月3日	基本分の100円増し

* 援助活動時間が、1時間未満の時は1時間とし、1時間を超えて端数がある時は、その時間が30分以内の場合は上表に定める1時間当たりの金額の半額とし、30分を超える場合は1時間当たりの金額とします。
* 同一世帯内で複数の子どもを1人のまかせて会員が預かる場合は、2人目からは半額とします。

2) キャンセル料

●おねがい会員の都合によるキャンセル 例) 子どもの体調不良、予定の変更など

区 分	報 酬 額
依頼予定日の前日	無 料
依頼予定日当日	依頼予定時間分の報酬額の半額
無断取り消し	依頼予定時間分の報酬額の全額

●自然災害等によるキャンセル(会則第11条参照) 例) 特別警報、暴風警報発令時など

当 日 キャンセル	サポート開始前にまかせて会員と連絡がついた	無 料
	サポート開始時刻までにまかせて会員へ連絡 しなかった／連絡が取れなかった	全 額

* キャンセルの場合、おねがい会員はまかせて会員とセンターに速やかに連絡をしてください。
センター閉庁時にキャンセルや日程変更があった場合は、FAXまたは翌日以降にセンターに連絡をしてください。

3) 実費について

- 食事(ミルク)代、おやつ代、おむつ代等については、おねがい会員が実費を支払います。また、おねがい会員が特定のものを希望する場合は、おねがい会員が用意をしてください。
- 交通費については、公共交通機関、タクシーを利用した場合は実費とし、おねがい会員が支払います。

4) 報酬等の支払い

おねがい会員は、その日の援助活動終了後、直ちに援助活動の内容を確認し、報酬および実費を支払わなければなりません。報酬を滞納した場合は、その後の利用をお断りする場合があります。

ファミリー・サポート・センター補償保険

《 補償保険の目的 》

会員間での解決を基本原則としますが、会員相互の万が一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入することになります。

① サービス提供会員傷害保険

保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と「おねがい会員」宅や保育所等への往復途上(自宅との通常の経路)において、急激かつ偶然なる外来の事故により、「まかせて会員」が傷害を被った場合に補償するものです。

事 由	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死 亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により15～500万円	事故日より180日以内の後遺症発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院、かつ180日が限度
手 術	手術の種類に応じて3万円、6万円、12万円	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内の通院、かつ90日が限度

② 賠償責任保険

「まかせて会員」が保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者(「おねがい会員」の子どもを含む他人。なお、「まかせて会員」と同居の親族を除く)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは「まかせて会員」が負担する賠償金等を補償するものです。

事 由	支払限度額(補償額)
対人・対物賠償(1事故につき)	2億円程度
初期対応費用(1事故につき)	500万円限度
見舞金・見舞品	10万円限度
訴訟対応費用(1事故につき)	1,000万円限度
現金盗難	10万円限度

③ 依頼子供傷害保険

「おねがい会員」の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然なる外来の事故によって傷害を被った場合に、「まかせて会員」の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事 由	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により9～300万円	事故日より180日以内の後遺症発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院、かつ180日が限度
手 術	手術の種類に応じて3万円、6万円、12万円	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内の通院、かつ90日が限度

ファミリー・サポート・センター補償保険 Q & A

① サービス提供会員傷害保険

Q1 サービス提供会員傷害保険は、子どもを預ける親（おねがい会員）にも適用されますか？

A 適用されません。サービス提供会員傷害保険は、援助活動中のまかせて会員のみに適用される保険です。

Q2 子どもを迎えに行く時、自宅からではなく出先のデパートから保育所に行きたいのですが、デパートから保育所に行く途中でケガをした場合、サービス提供会員傷害保険は適用されますか？

A 適用されません。サービス提供会員傷害保険が適用されるのは、自宅とおねがい会員宅あるいは保育所などおねがい会員が指定する場所との通常の経路のみです。

② 賠償責任保険

Q3 まかせて会員の子供が、預かった子どもにケガをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A 適用されません。賠償責任保険については、まかせて会員の監督ミス等で、まかせて会員に賠償責任が生じた場合に適用されるものです。まかせて会員が自身に賠償責任を請求することはありえないからです。

Q4 預かった子どもが、ご近所の窓ガラスを割り、ご近所から賠償を請求された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A 適用されます。ただし、賠償責任保険については、事例ごとに判断されますので必ず保険会社に入ってもらう必要があります。

Q5 援助活動中、預かった子どもがケガをした場合、見舞い品（お菓子・お花等）についても、保険が適用されますか？

A 適用されます。賠償責任の有無にかかわらず、社会通念上妥当と思われる子どもへの見舞い等（花・見舞い品）をした場合、支出した金額の実費（限度額10万円）が支払われます。ただし、領収書を保管しておいてください。

③ 依頼子供傷害保険

Q6 預かった子どもが公園等へ行ってケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

A 適用されます。ただし、おねがい会員がさせてほしくない遊びもありますので、事前打ち合わせでよく話し合ってください。

Q7 援助活動のため、子どもが学校等からまかせて会員の家へ1人で行く途中にケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

A 学校等からまかせて会員宅へ通常経路における往復途上において、子どもがケガをした場合に適用されます。また、おねがい会員が子どもをまかせて会員宅へ預けに行く途中、連れて帰る途中も、通常経路における往復途上において適用されます。

④ 傷害保険・賠償責任保険共通

Q8 子どもの送り迎えに自動車で行きたいのですが、自動車で行ってケガをした場合、保険は適用されますか？

A サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されます。送り迎えの手段（自動車・自転車・徒歩）は問いません。しかしながら、賠償責任保険の中に自動車保険は組み込まれていないため、賠償責任保険は適用されません。例えば、まかせて会員が預かった子どもを自動車に乗せて保育所へ送りに行く途中、まかせて会員のミスで事故を起こし、自分も子どももケガをした場合、サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されますが、事故の相手方のケガや相手方の車などの物損、まかせて会員の車の修理について賠償責任保険は適用されません。まかせて会員自身が加入している自動車保険で対応することになります。

Q9 おねがい会員の別居している祖父母がまかせて会員で、子どもを預かってもらい、子どもがケガをした場合、保険は適用されますか？

A 本事業は、親族の手助けを期待できない場合、まかせて会員に援助をお願いするものですから、親族に預ける場合には援助活動として成立せず、保険は適用されません。

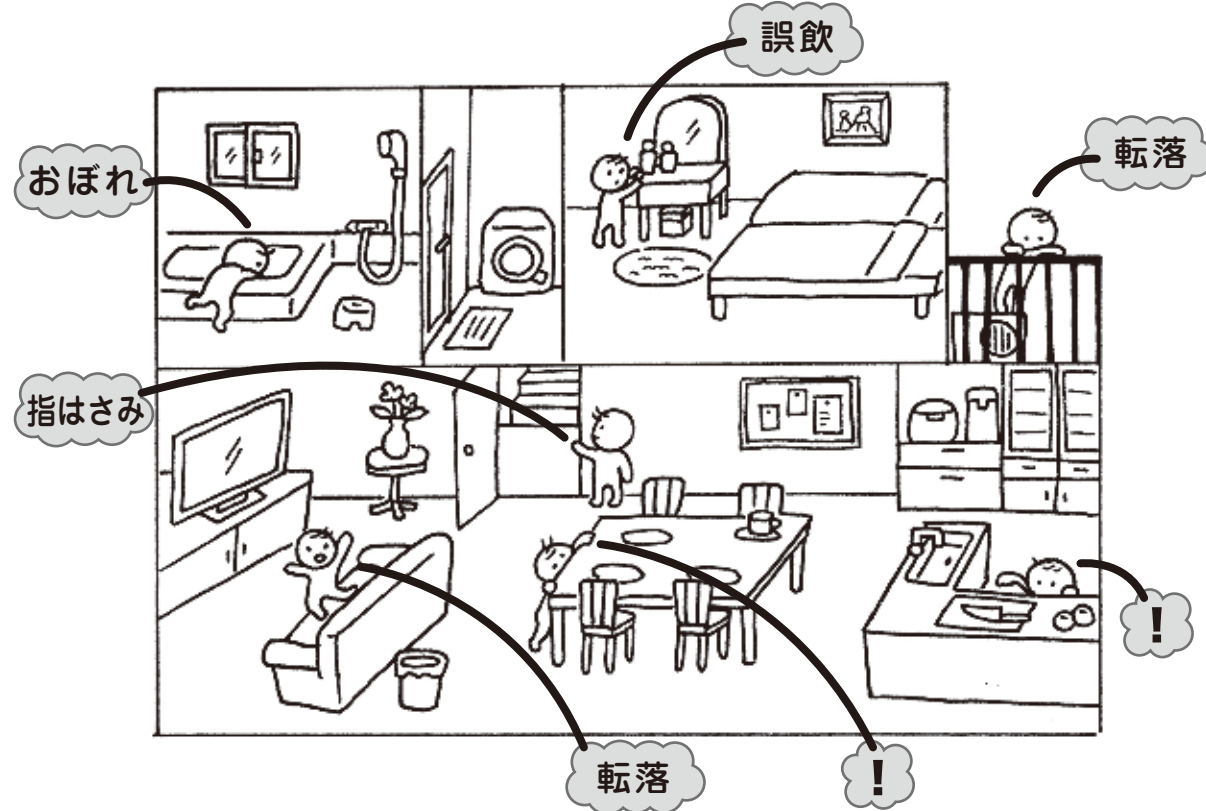
※どちらも会員が預かる場合は「まかせて会員」、預ける場合は「おねがい会員」とみなします。



活動にあたって

《安全への対応》

子どもの事故は、ちょっとした気配りで防ぐことができます。会員ひとりひとりが十分注意を払って、相互援助活動を安全に行ってください。



！ 子どもから目を離さないで！

子どもは大人が考えていないような行動をとることがあります。決して目を離さないようにしましょう。

！ 子どもの目線でもう一度確認を！

子どもの目の届くところに危険なものやたばこ、ポットなどを置いていませんか。また、誤飲につながる小物や薬品なども置いていませんか。子どもの目線に立ってもう一度確認してみましょう。

！ 家の中で事故の起こりやすいところはないですか？

事故が起こらないように常に安全に気を配り、階段、ドア、風呂場、台所、ベランダなど、活動前は必ず安全チェックリストでまわりの環境を確認しましょう。

参考資料①

子どもの発達と事故例

子どもは成長とともに好奇心が増し、行動が活発になります。しかし、危険性を予測できず、思わぬ事故をまねきます。

《0～8か月頃：ねんね、寝返り、お座りの時期》

- うつぶせの状態でお座りさせていて息をつまらせた。
- ソファにお座りさせていたら転落した。

《9～11か月頃：はいはい、つかまり立ちの時期》

- 水が入った浴槽に転落した。
- つかまり立ちから転び、テーブルの角に頭をぶつけた。
- おもちゃ・たばこ・薬などを誤って飲みこんだ。

《1～2歳頃：頻繁に歩き回り、走ったり、よじ登ったりする時期》

- ベランダで階下をのぞきこみ転落した。
- なべに手をかけてやけどした。

《3～5歳頃：跳んだり、走ったりする時期》

- 三輪車に乗っていて転んだ。
- 道路に飛び出して車と接触した。

※月齢とその時期の特徴はあくまでも目安です。

子どもの事故・死亡原因の上位は不慮の事故

事故は大人が少しの気配りをするだけで未然に防げます。「安全な環境づくり」を心がけ、援助活動中は「目を離さない」ようにしましょう。

注意すべき5つのPoint

- 窒息
- 誤飲
- 転落・転倒
- おぼれ
- やけど

安全チェックリスト

安心・安全な援助活動を行うために、安全チェックリストを参考に会員同士でしっかりと確認しましょう。

まかせて会員用

■ 室内での保育		
1	階段や段差があるところは、子どもが転落しないための対策をしましょう。	
2	ドアがバタンと閉まらないような対策をしましょう。	
3	ベランダや窓のそばに、踏み台となるようなものを置かないようにしましょう。	
4	暖房器具などは、やけどをしないための対策をしましょう。	
5	預かりを行う部屋にペットが入らないようにしましょう。	
6	下記のものは子どもの手の届かないところに置きましょう。 ● たばこ ● 薬 ● 洗剤 ● 化粧品 ● 硬貨 ● 貴重品 ● ボタン電池 ● マッチやライターなど ● はさみや包丁などの刃物 ● ビニール袋やラップ ● 熱いお茶・ポット・鍋、アイロンなど	
7	テーブルクロスの使用は避けましょう。	
8	ブラインドの紐は子どもの手の届かない高さでくくっておきましょう。	
9	浴室には子どもがひとりでは入れないような対策をしましょう。	
10	浴槽や洗濯機、バケツに水を残しておかないようにしましょう。	
11	部屋の換気を適切に行いましょう。	
■ 乳幼児の世話		
1	子どもを抱いている時は、たばこを吸ったり、熱いものを飲んだりするのはやめましょう。	

2	乳幼児をソファやベッドなどの高いところにおいた時は、目を離さないようにしましょう。	
3	乳幼児を寝かせる時は、理由がない限り、顔が見えるようあおむけに寝かせましょう。（うつ伏せ寝は避けましょう）	
4	敷布団は固めのものを使用しましょう。	
5	赤ちゃんの腕や足を強く引っ張らないようにしましょう。	
6	赤ちゃんを強く揺さぶらないようにしましょう。	
7	おもちゃの安全に注意し、定期的に点検しましょう。	
8	子どもがおもちゃで危険な遊びをしていないか確認しましょう。	
9	幼児におやつや食事の提供をする時は、おもちゃ・ナッツ類・あめ・こんにゃくゼリーなどは避けましょう。	
■ 送 迎		
1	体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを使いましょう。	
2	子どもを車に乗せる時は、チャイルドロックをしましょう。	
3	車のドアやパワーウィンドウを閉める時は、窓から子どもが顔や手を出していないか確認しましょう。	
4	子どもを車の中にひとりにしないようにしましょう。	
5	子どもと道路を歩く時は、手をつなぎ、大人は車道側を歩きましょう。	
■ 私のチェック項目		
1		
2		
3		
4		
5		

※どっちも会員が援助を行う場合は、こちらのチェックリストを活用してください。

おねがい会員用

■ 事前打ち合わせの時		
1	「事前打ち合わせ票」を記入し、まかせて会員に渡しましょう。	
2	援助活動を行う場所や部屋を確認しましょう。	
3	子どものアレルギーの有無や気になるところなどは伝えましょう。	
4	万が一、災害が起こった場合のお子さんの受け渡しや避難場所などを確認しましょう。	
5	園・学校・放課後児童会(学童保育)・おけいこの送迎の場合、送迎先の先生に誰が送迎するかを伝えましょう。	
6	車での送迎を依頼する場合、チャイルドシートやジュニアシートの有無を確認しましたか？ 必要に応じて受け渡しをし、取り付け方なども伝えておきましょう。	
7	食事の提供を依頼する場合、食事の量の確認や食べなかった場合などの実費について確認しましょう。	
8	長時間(概ね4時間以上)の援助活動になる場合は、おやつ、テレビやゲームの時間など、してもよいこと・してほしくないことの確認をしましょう。	
■ お子さんを預ける当日		
1	子どもの体調を確認しましょう。	
2	子どもの荷物の中に、『緊急連絡カード』を入れておきましょう。	
3	預ける際に必要な荷物等、忘れ物はありませんか？	
4	子どもの体調不良などの際の緊急連絡方法・連絡先の確認をしましょう。	
■ その他		
1	普段から子どもに交通ルールやよその家でのマナーを教えておきましょう。	
■ 私のチェック項目		
1		
2		

※どちらでも会員が援助を依頼する場合は、こちらのチェックリストを活用してください。

< 事前打ち合わせの際に確認しましょう >

- ・援助時間の変更(延長を含む)の可能性があれば具体的に伝えましょう。
- ・報酬の支払い日時の確認をしましょう。
(特に、援助活動終了時にまかせて会員と会わない場合など)
- ・依頼内容を変更した場合はセンターへ連絡しましょう。

< 援助活動終了時に確認しましょう >

- ・報酬を支払い、援助活動報告書にサインをしましょう。
- ・速やかに精算をするために小銭を用意しておきましょう。
- ・今後も援助を希望する場合はあらかじめ伝えておきましょう。
(ただし、具体的に依頼した場合はセンターにも報告してください)

参考資料 ②

チャイルドシート

送迎の援助活動を依頼する場合、チャイルドシートは原則おねがい会員が用意します。

	乳幼児用	幼児用	学童用
体 重	13kg未満	9～18kg	15～36kg
身 長	70cm以下	65～100cm	135cm以下
年 齢	新生児～1歳くらい	1歳～4歳くらい	4歳～10歳くらい
特 徴	乳幼児期は首が据わっていないため寝かせるタイプ。後ろ向きに使用する「シートタイプ」と横向きに使用する「ベットタイプ」がある。	幼児の首が据わり、自身で座れることが使いはじめの目安。「前向きシート」として使用。	「座席を上げて背の高さを補う」「腰ベルトの位置を子どもの臀部に合わせる」ことによって大人用の座席ベルトが使えるようにする。 ・背もたれつきタイプ ・ブースタータイプ

2008年から後部座席でもシートベルトの着用が義務付けられました。チャイルドシートを卒業してもシートベルトは着用しなければなりません。チャイルドシートが法律で義務付けられているのは6歳未満の子どもですが、車のシートベルトが着用できるのは、身長135～140cm(小学5年生くらい)に達してからです。子どもが6歳を過ぎて、135～140cmに達するまでの間はチャイルドシート(学童用)を使用しましょう。

(参照・引用:国土交通省ホームページ、JAFホームページ)

病気やケガへの対応

援助活動中に、預かっている子どもが急に熱を出したり、ケガをするなどの異常が認められた時は、まかせて会員は落ち着いてまず次の行動をとみましょう。

① おねがい会員に連絡する



子どもの様子や状況をできるだけ詳しく説明してください。落ち着いて、順序良く伝えましょう。



② おねがい会員の指示を受ける



急を要する場合でなければ、まずおねがい会員と相談し、対応しましょう。おねがい会員は、必要な指示をわかりやすく伝えてください。まかせて会員の独自の判断で、投薬や医療機関の受診はしないでください。

③ 急を要するケガや病気の場合は119番へ通報（P17参照）



救急車が来るまでの手当の方法を聞き、それに従ってください。医療機関へ連れて行く際は、必ず『事前打ち合わせ票』を持参してください。



④ センターに連絡する

保険の手続きが必要になる場合もありますので、病気やケガへの対応が済み次第、センターに報告してください。

※場合によっては、119番への通報が先になることもあります。状況により、冷静に判断しましょう。

いざ!という時のために

① 子どもの体調不良などの場合の緊急連絡先

- おねがい会員の緊急連絡先を確認しておきましょう。

② 事故・事件などの場合の緊急連絡先

- 平日9時～17時

・・・ファミリー・サポート・センター ☎ 053-457-2900

- 平日上記の時間帯以外、土日祝日、12月29日～翌年1月3日

……………浜松市役所守衛室 ☎ 053-457-2066

参考資料③

病気やケガが重篤な場合：119

まず、おねがい会員に連絡して、指示を仰ぎます。（P16参照）
急を要する病気やケガの場合には救急車を呼びましょう。

◎救急車の出動を要請

- 1、「救急です」
- 2、住所・氏名・電話番号・目標になる物(建物等)
- 3、子どもの状況(性別、年齢、いつ、どこで、どういうふうに、どうなった)を伝えます。

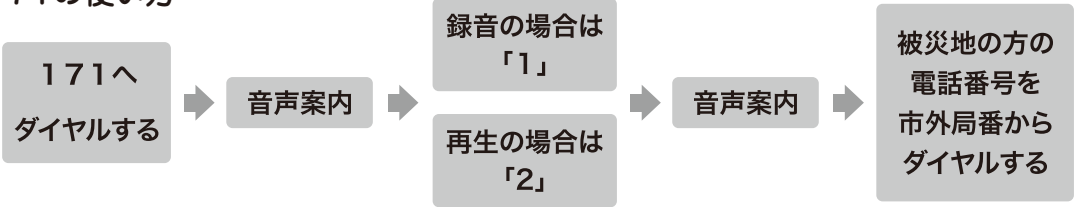
指示に従い、救急車の到着を待ちます。

- ・救急車を停車させる場所に、救急隊員を案内してくれる人がいるとより迅速です。
- ・救急車が到着するまでには時間がかかります。いざという時のために、講習会等で正しい応急手当法を身につけておきましょう。

参考資料④

大地震や大規模災害の場合:171（NTT災害用伝言ダイヤル）、携帯電話災害用伝言板

◎171の使い方



※利用方法はNTTのハローページやタウンページ巻頭部分に説明があります。確認してください。
※電話は固定電話の番号しか使えません。

◎携帯電話災害用伝言板について

大地震や大規模な自然災害の時に開設される伝言板サービスです。加入者の携帯電話会社に安否情報を登録すればインターネットなどを通じて全国から確認できます。詳細は各社にお問い合わせください。

～どちらも体験利用ができます～

体験利用日：毎月1日・15日、正月三が日、防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）

	まかせて会員	おねがい会員
日頃から	- 事前打ち合わせの際におねがい会員と避難場所・連絡方法を確認 - 家具の固定、家の中で一番安全な場所の確認 - 水や非常食、非常持ち出し袋の用意 - 避難場所と避難経路の確認 - NTT伝言ダイヤル等、連絡方法の練習	- 事前打ち合わせの際にまかせて会員と避難場所・連絡方法を確認（災害時の引き取りについて家族で話し合っておきましょう） - 帰宅困難になることも考えられるので、帰宅マップを作成 - 避難場所への道順を確認 - NTT伝言ダイヤル等、連絡方法の練習
東海地震 注意情報・ 警戒宣言 が発令され たら	<サポート前> 「サポート中止」を双方で確認 <サポート中> - おねがい会員と連絡を取り、早急に子どもを保護者に引き渡す（第2・第3の連絡先もあらかじめ確認しておきましょう）	<サポート前> - まかせて会員へ「サポート中止」の連絡を入れる <サポート中> - まかせて会員と連絡を取り、早急に子どもを迎えに行く
災害発生時	<サポート前> 「サポート中止」を双方で確認 <サポート中> - 子どもと自分の身を守り、避難（避難所へ避難する場合は、おねがい会員が迎えに行けるように行き先が分かる伝言メモを残しておきましょう。） - おねがい会員（またはその家族）へ子どもの安否と居場所を連絡 - 預かっている子どもを確実に保護者に引き渡す	<サポート前> - まかせて会員へ「サポート中止」の連絡を入れる <サポート中> - 自身の安全を確認しながら、避難場所へ子どもを迎えに行く

※どっちも会員は両方とも心得ておきましょう。

浜松市ファミリー・サポート・センター会則

（名称）

第1条 本会は、浜松市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という）という。

（事務局）

第2条 センターは、浜松市子育て情報センターの指定管理者が運営し、事務局を浜松市中区中央三丁目4番18号浜松市子育て情報センター内に置く。

（センターの目的）

第3条 センターは、子育ての援助を行いたい者と、子育ての援助を受けたい者とを組織化し、地域における会員同士の子育てに関する相互援助活動（以下「援助活動」という）を行うことにより、仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援の推進を図ることを目的とする。

（センターの業務）

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織の運営に関すること。
- (2) 相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 相互援助活動についての必要な研修及び指導に関すること。
- (4) 会員間の交流の促進に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 事業内容の周知、啓発に関すること。
- (7) 前号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要と認められること。

（会員）

第5条 1. 会員は、センターの趣旨及びセンター会則を理解し、子育ての援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という）もしくは子育ての援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という）であって、センターの承認を得た者とする。

2. 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 浜松市内に居住していること。
- (2) まかせて会員は、心身ともに健康で、援助活動に理解と熱意を有する満20歳以上の者で、センターの実施する講習会を受講した者とする。
- (3) おねがい会員は、原則として生後57日以上乳児から小学校6年生までの児童を有する者とする。

3. おねがい会員とまかせて会員は、これを兼ねることができる。（以下「どっちも会員」という）

（入会）

第6条 1. 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2. センターは、入会を承認した時は、会員として登録し、会員証を発行する。

3. 会員は入会申込書の内容に変更が生じた時又は会員証を紛失した時は、直ちにセンターへ届け出なければならない。

（会員の義務）

第7条 1. 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 援助活動を通じて、物品の販売もしくはあっせん、宗教活動、政治活動等を行ってはならない。
- (3) 期日までにセンターが指定する書類を提出しなければならない。

2. まかせて会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 援助活動中は常に会員証を携帯し、おねがい会員その他関係者から要請された時は、これを提示する。
- (2) 援助活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。
- (3) 援助活動中の子どもに異常が認められた時は、おねがい会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとらなければならない。
- (4) 同時に複数のおねがい会員に対し、援助活動を行ってはならない。

（保険）

第8条 1. 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うためセンターが指定する保険に一括して加入するものとする。

2. 会員は、援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンター等に連絡をしなければならない。

（会員の資格喪失）

第9条 1. 会員は、次の各号の一に該当した時は、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出をした時。
- (2) 市外に転出した時。

2. センターは、次の各号に該当した場合は、会員の資格を喪失させることができる。
- (1) 会員としてふさわしくない行為があった時。
 - (2) 会員が第7条に定める義務に違反した時。
 - (3) 故意または重大な過失により、センター及び会員に損害を与えた時。
 - (4) 長期にわたり、援助活動の実績がないと認められた時。
3. 会員は、その身分を喪失した時は、直ちに会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー)

第10条 第4条に規定する業務を行うため、センターにアドバイザーを配置する。

(相互援助活動の内容)

- 第11条 1. 会員による相互援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 保育施設等の開始時間まで子どもを預かること。
 - (2) 保育施設等の終了時間後、子どもを預かること。
 - (3) 保育施設等への子どもの送迎を行うこと。
 - (4) 冠婚葬祭等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。
 - (5) 保育施設等の休日その他の事由がある場合において、臨時的に子どもを預かること。
 - (6) その他子育て支援のために必要であり、まかせて会員とおねがい会員との間で合意の得られた援助を行うこと。
2. 前項の援助活動のうち、子どもの預かりは、原則としてまかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、まかせて会員とおねがい会員との間で合意がある場合は、この限りではない。
3. 子どもが病気またはその回復期にある場合は、援助活動は行わないものとする。
4. 子どもの宿泊等、センターの趣旨にそぐわない援助活動は行わないものとする。
5. 援助活動の対象者は、おねがい会員が登録した子どもとし、1回の援助活動の対象は原則として1人とする。ただし、兄弟姉妹等複数の子どものに対する援助活動が合理的であると認められる時は、3人を限度として対象とすることができる。
6. 自然災害時等、援助活動を行うことが危険と判断される場合の援助活動は行わないものとする。

(援助活動の時間)

- 第12条 1. 援助活動の時間は、原則として午前7時から午後7時までの間とする。ただし、特別な事情がある場合は、会員同士の合意の下、午前6時～午後9時までの間で援助時間を変更することができる。
2. 援助活動時間は、1時間を単位とし、1時間を超える場合は30分を単位とする。
3. 援助活動を当日の申し出により延長することは、原則として認めない。ただし、まかせて会員の了承を得た場合はこの限りではない。
4. 援助活動時間とは、次の各号に掲げる時間をいう。
- (1) 子どもをまかせて会員の自宅において預かる場合は、まかせて会員が子どもを預かった時から、おねがい会員が迎えに来た時までとする。
 - (2) 保育施設等への送迎の場合は、まかせて会員が活動を開始するために自宅を出た時から、援助活動終了後、まかせて会員が自宅に帰り着いた時までとする。

(相互援助活動の実施方法)

- 第13条 1. 会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助の依頼の申込みをするものとする。ただし、センターが認める場合については、この限りではない。
2. 前項の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の2か月前から5日前までの間に行うものとする。
3. 申込みの取り消しは利用の1日前までに行わなければならない。
4. センターは、おねがい会員からの援助の申込みについて、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められるまかせて会員に連絡する。
5. おねがい会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
6. おねがい会員は、援助の内容等について、まかせて会員と事前に打ち合わせを行う。ただし、打ち合わせの必要がないとセンターが認める場合については、この限りではない。
7. まかせて会員は、援助活動実施後、援助活動報告書に記入し、おねがい会員の確認を受けなければならない。
8. まかせて会員は、前項の援助活動報告書を翌月の5日までにセンターに提出するものとする

(報酬等)

第14条 おねがい会員は、援助活動終了後、まかせて会員に対して、別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

(研修等)

第15条 まかせて会員及びどっちも会員は、センターの指定する研修等を受講しなければならない。

附則

- 1. 本会則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2. 浜松市ファミリー・サポート・センター会則(平成21年4月1日施行)は廃止する。

氏 名

ファミサポ会員登録：年 月 日【会員 No. 】

＜講習会受講履歴＞				チェック欄
フォローアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	
スキルアップ講習会	年	月	日	

※スキルアップ講習会は毎年受講しましょう。受講した日付を記入しましょう。

我が家の避難地

浜松市ファミリー・サポート・センター

〒430-0929 浜松市中央区中央三丁目4番18号 浜松市子育て情報センター内

TEL 053-457-2900 FAX 053-457-2901

窓口・電話受付／9:00～17:00 ただし土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はお休み